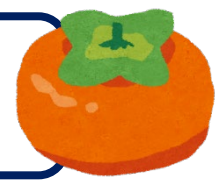


**原産品判定依頼**も簡単！  
具体的に入力方法を見てみよう！



第二部：具体的な事例を見てみよう！（第三者証明制度）

# 原産品判定依頼 生産者欄

判定依頼者の欄は自動入力されます！

■判定依頼者

原産品判定依頼は、原則、当該製品の生産者が行いますが、輸出者が行うことも可能です。  
 （この場合、輸出者は生産者から当該製品に関する情報（証明資料）を入手する必要があります）。  
 いずれの場合も、特定原産品であることを明らかにする資料を、日本商工会議所の求めに応じて提出できる者でなければなりません。

判定依頼者	◎	企業登録番号	A11111111
	◎	和文氏名	輸出 花子
	◎	和文社名(屋号)	株式会社東京共同商事
	◎	郵便番号	〒100 - 0005
	◎	所在地	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号国際ビル9階

■生産者欄

製品の生産者を記入してください。

※生産者が企業登録をしている場合は、企業登録番号を入力し、情報取り込みを行ってください。  
 ※企業登録をしていない生産者の場合は、企業登録番号欄に「999999999」（数字9桁）を入力して情報を入力してください。  
 ※英文所在地は、国名(JAPAN)まで、正確にフルアドレスを記入してください。



生産者	企業登録番号：半角英数字	999999999	情報取込
	和文社名(屋号)：全角		
	英文社名：半角		
	電話番号：半角		
	FAX番号：半角		
	E-mail：半角		
	郵便番号：半角数字	〒	
	和文所在地：全角	和歌山県	
英文所在地：半角	Wakayama , Japan		

企業登録番号は「999999999」、  
 和文所在地と英文所在地は  
 都道府県名を記載し、  
 それ以外は空欄で構いません！

日ベトナム協定に定められた原産地規則に基づき、原産品判定依頼を行う。

はい いいえ

# 原産品判定依頼 輸出産品名

**輸出品名と産地の記載でOK！**  
**品種の記載不要！**  
**複数の産地併記もOK！**  
 例) Persimmon  
 (Wakayama, Nara, Fukuoka)

■ 関税分類番号 (tariff classification number) 及び 原産品名  
 原産品判定の対象となる製品の関税分類番号（半角数字6桁）と原産品名（英）  
 ※ 原産地証明書に印字される原産品名は、原則としてインボイス等に  
 てください。  
 ※ ブランド名や商品コードのみの記入ではなく、具体的かつ一般的な  
 ※ この表記は、原産地証明書の Field4 : Description of good  
 ※ 関税分類番号 (HSコード) は、輸入時のものを使用してください。  
 の番号を記入してください。

(1) 原産品判定を行う輸出産品のHSコード及び英文名称を入力してください。

HSコード (6桁)	原産品判定対象の輸出産品名 (英文)
0810.90	Persimmon (Wakayama)

**ココに  
注目**

■ 特惠基準 (Preferential criterion)  
 協定に基づき、輸出される製品が関税上の特惠待遇を得るためには、特惠基準のいずれかが少なくとも1つの要件を満たさなければなりません。

※ 特惠基準を選択してください。

(2) 原産品判定基準：原産品判定基準を下記から選んでください。

<input checked="" type="radio"/> WO	日本国内で完全に得られ又は生産される製品 (協定第3章第24条(a))
<input type="radio"/> PE	生産される製品 (協定第3章第24条(c))
<input type="radio"/> 一般規則	い製品。 (協定第3章第26条1)
<input type="radio"/> 品目別規則	い製品。品目別規則 (附属書二) の対象となる製品 (協定

青果物の特惠基準は  
**WOを選択！**  
 ※ 協定によってはAと書かれている場合もあり

(3) (2) の "一般規則" 又は "品目別規則" を選択した場合の判定基準を下記

<input type="radio"/> 1	付加価値基準 (LVC)
<input type="radio"/> 2	関税番号変更基準 (CC/CTH/CTSH)
<input type="radio"/> 3	加工工程基準 (SP)
<input type="radio"/> 4	付加価値基準 (LVC) + 関税番号変更基準 (CTH)

WOの場合ここは  
 考えなくてもOK！

第二部：具体的な事例を見てみよう！（第三者証明制度）

# 原産品判定依頼 典拠書類

農林産品にかかる生産証明書の提出は必須ではなく、仕入書に**青果の産地（都道府県）**の記載があれば典拠書類は**仕入書等**でOK！  
**過去の取引の仕入書等**でもOK！

カテゴリは「その他」を選択

（４）典拠書類を選択してください。

管理番号	カテゴリ選択	ファイル選択
1	その他	ファイルを選択 生産証明書.pdf
2		ファイルを選択 選択されていません
3		ファイルを選択 選択されてい
4		ファイルを選択 選
5		ファイルを選択 選択され

メール・FAX等で資料を提出します。

ココに注目



メール・FAXにて資料を提出する場合は、ここにチェック

## 仕入書明細書


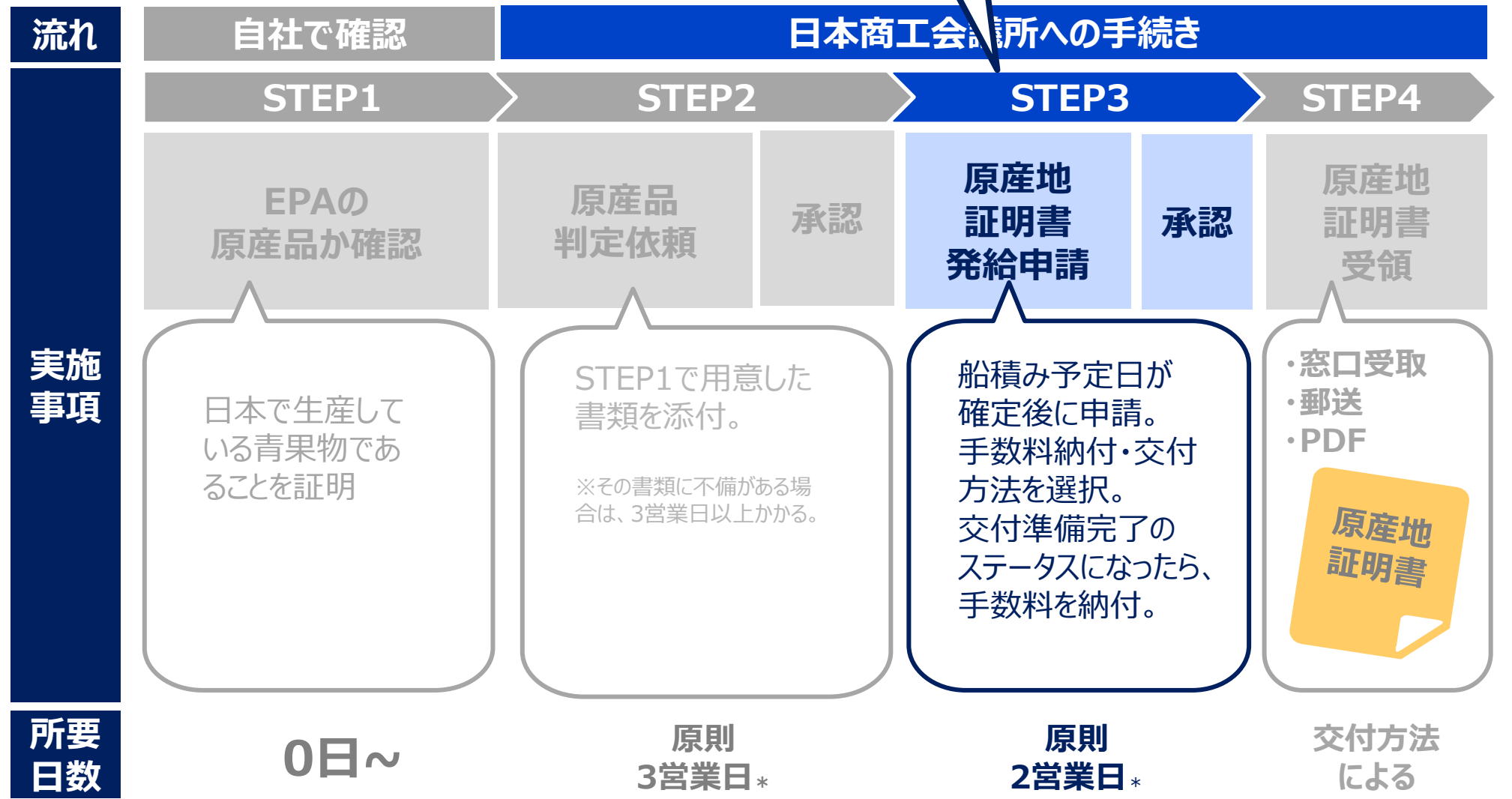
(株) 東京共同商事 御中 2023年3月2日  
(株) おいしい青果

2023年〇月分 \*\*\*円

納品日	品名	数量	金額
2023年〇月〇日	柿 (和歌山県産)	3	***円
支払金額合計 (税込)			***円

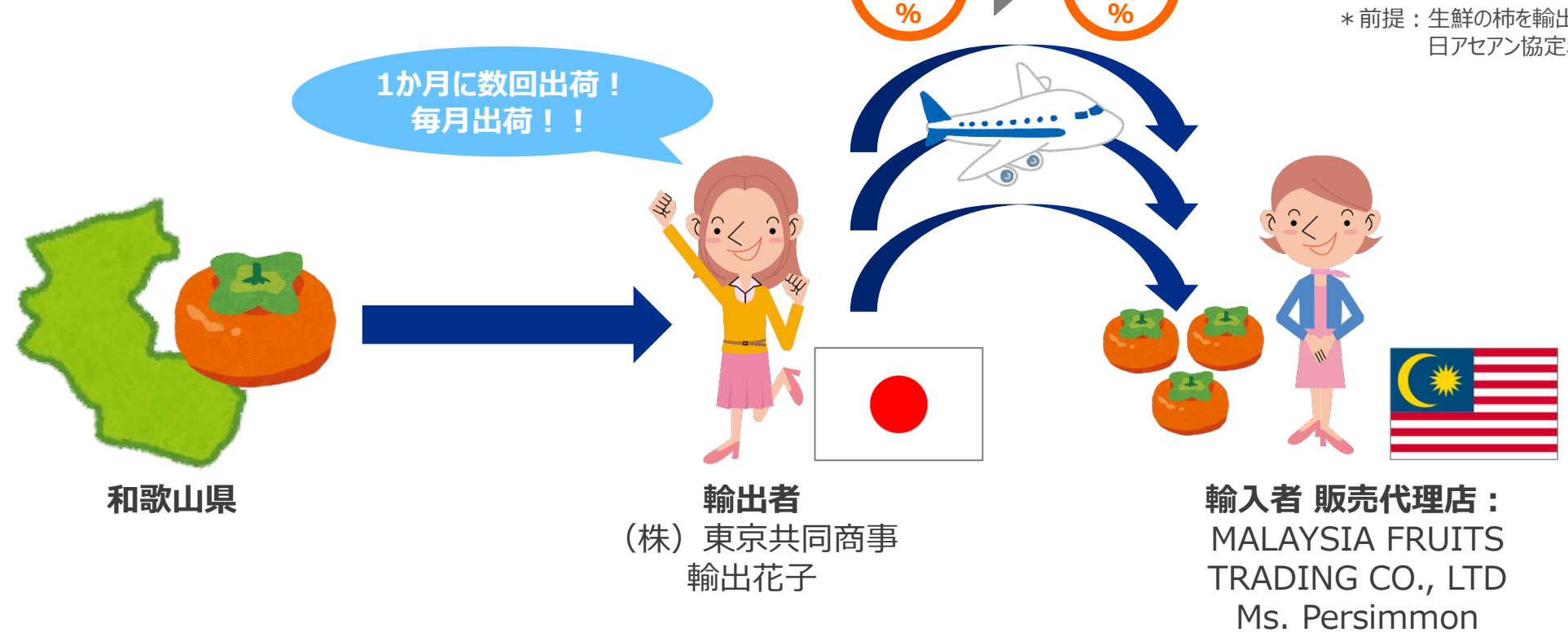
アップロードする**ファイル形式はPDFのみ**となりますのでご注意ください。

発給申請にかかる疑問について  
2つの事例でご紹介！

\* 出所：日本商工会議所パンフレット「あなたもできる第一種特定原産地証明書取得ガイド」

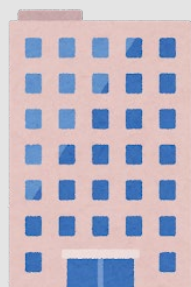
# 事例1 輸出回数が多い...



定期的に和歌山県産の柿を輸出しています！  
生産者は都度異なるのですが、  
**毎回、原産品判定依頼をする必要はありますか？**

## 事例1 輸出回数が多い・・・

### 疑問



日本商工会議所

毎回の判定依頼は負担が大きい

原産品判定依頼

原産品判定依頼

原産品判定依頼



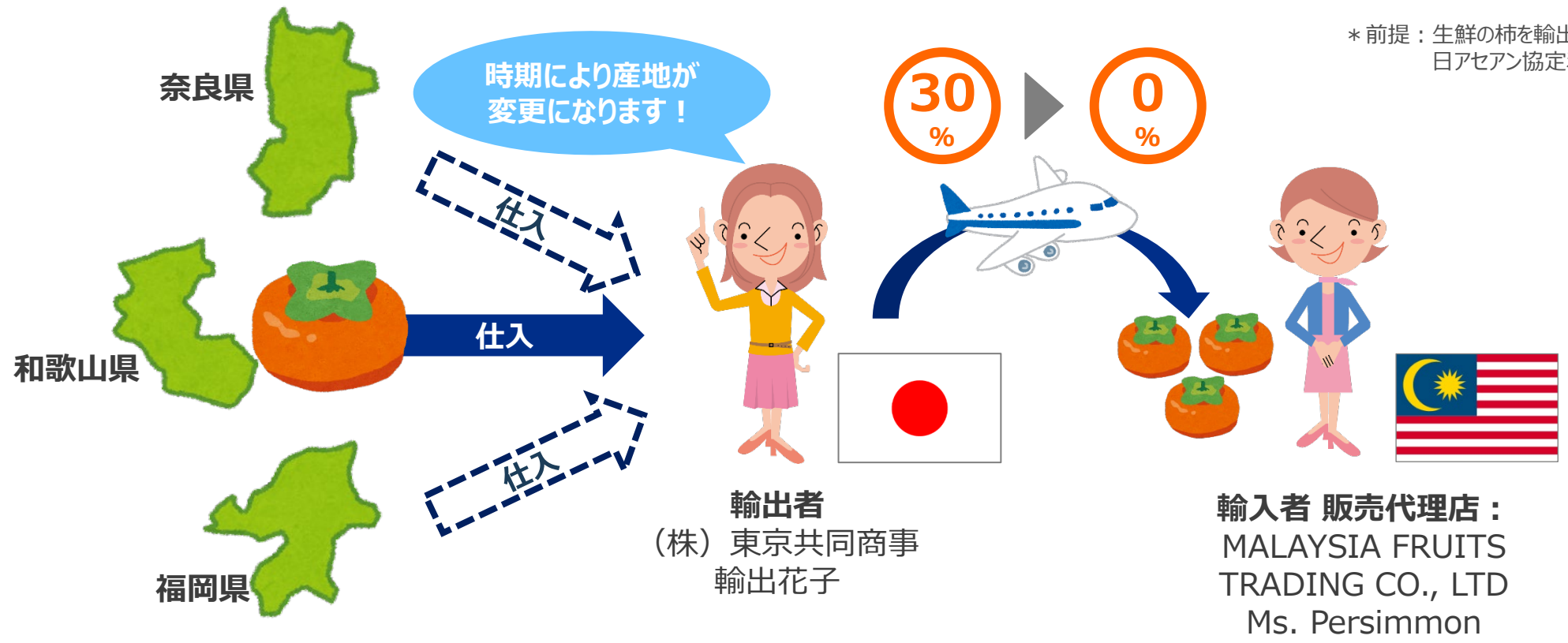
### 回答



違う生産者であっても、**同じ産地（都道府県）**の**産品**の輸出であれば、**繰り返し判定承認結果を利用できます！**

※発給申請は船積みの都度必要です。

# 事例2 複数の産地をまとめて原産品判定依頼をしている・・・



\*前提：生鮮の柿を輸出  
日アセアン協定利用



前は和歌山県産と奈良県産と福岡県産の柿をまとめて輸出したので判定承認は「Persimmon(Wakayama,Nara,Fukuoka)」で取得しています。

**今回は和歌山県産のみの輸出となりますが、前回の判定結果は利用できますか？**



## 事例2 複数の産地をまとめて原産品判定依頼をしている・・・

### 疑問

前回、判定依頼  
で提出した仕入書

**仕入書明細書**

(株) 東京共同商事 御中

2022年〇月分 \* \* \* 円

納品日	品名	数量	金額
2022年 〇月〇日	柿 (和歌山県産、奈良県産、福岡県産)	3	* * * 円

複数の産地の場合もあれば  
1つの産地のこともある・・・



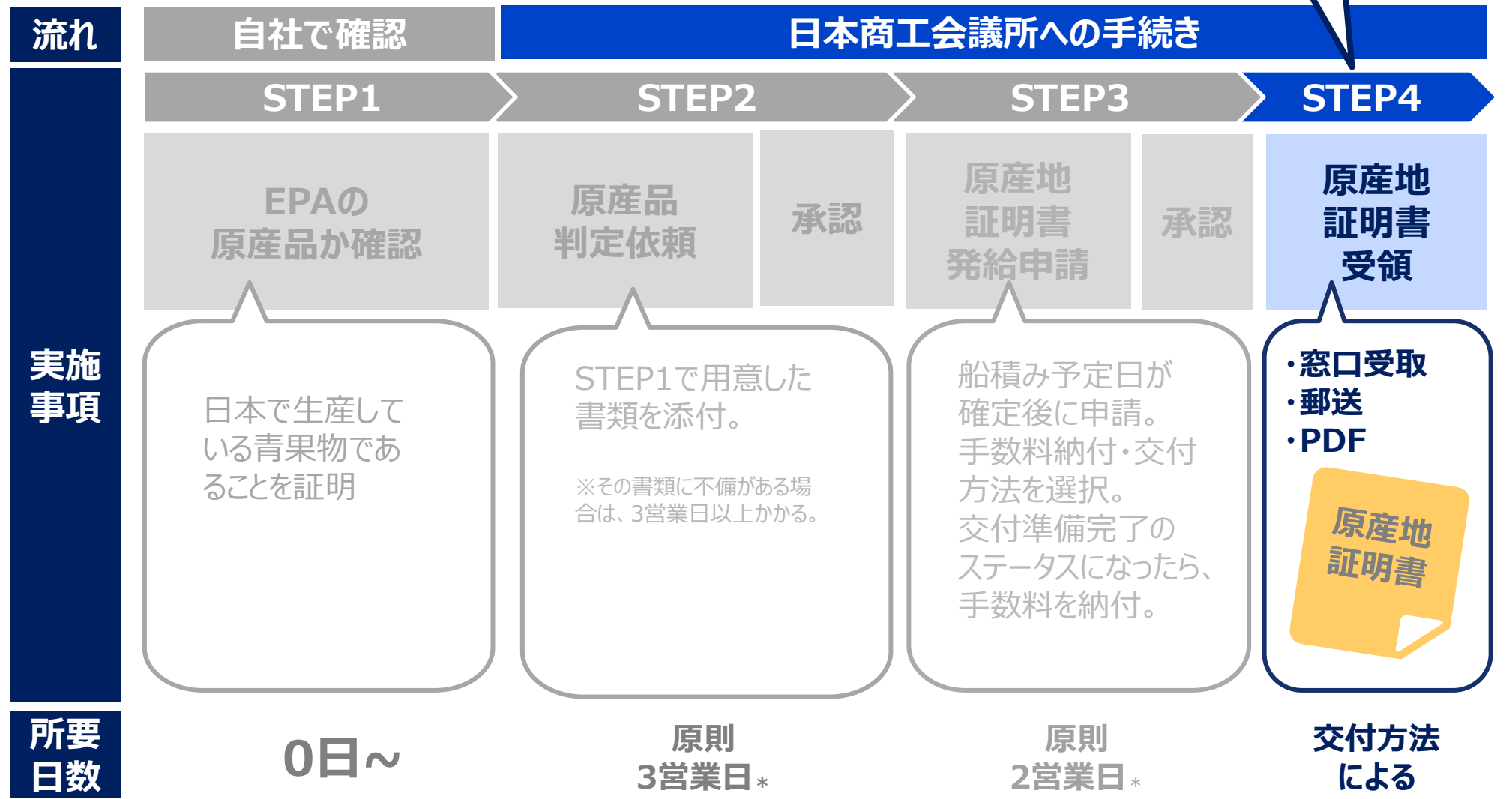
### 回答



複数の産地（都道府県）をまとめて  
原産品判定依頼をした際の承認結果も  
**今回輸出する製品の産地を含む場合は  
利用できます！**

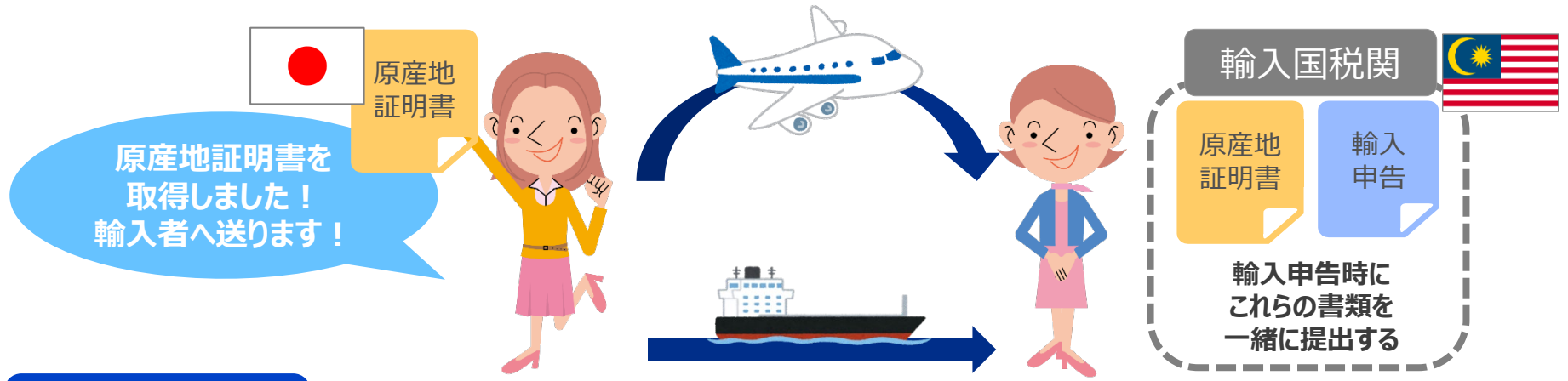


いよいよ**原産地証明書**の受領



# EPAの原産地証明書とは

EPA協定が使える国に提出することで、関税を下げる役割がある原産地証明書をいう。第三者証明制度で発給されるEPAの原産地証明書は**第一種特定原産地証明書**という。



## ポイント

**日タイ協定・RCEP協定はPDF発給**となっており、PDF発給の場合は窓口での受取（郵送）が不要！



会員・非会員を問わず、各地の商工会議所に貿易関係証明（非特惠原産地証明、サイン証明、インボイス証明など）のため貿易登録している場合であっても、EPAの原産地証明書の発給を受ける場合は、**日本商工会議所**に新たに**企業登録**をする必要があります。企業登録は**一法人または個人につき一登録**です。

※既にEPAで企業登録済みの場合は、新たに登録する必要はありません。

※企業登録に必要な書類を受理してから通知するまでの期間は**原則7営業日**が目安となっております。

企業登録はこちらから（日本商工会議所HPより）

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/registration.html>

企業登録についてのご案内動画（日本商工会議所HPより）

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/elearning/index.html>



### ポイント



手順をスムーズにするため、**予め時間に余裕をもって企業登録**しましょう！

# ■ 本セミナーの流れ

## 第一部

EPAとは？

## 第二部

具体的な事例を見てみよう！（第三者証明制度）

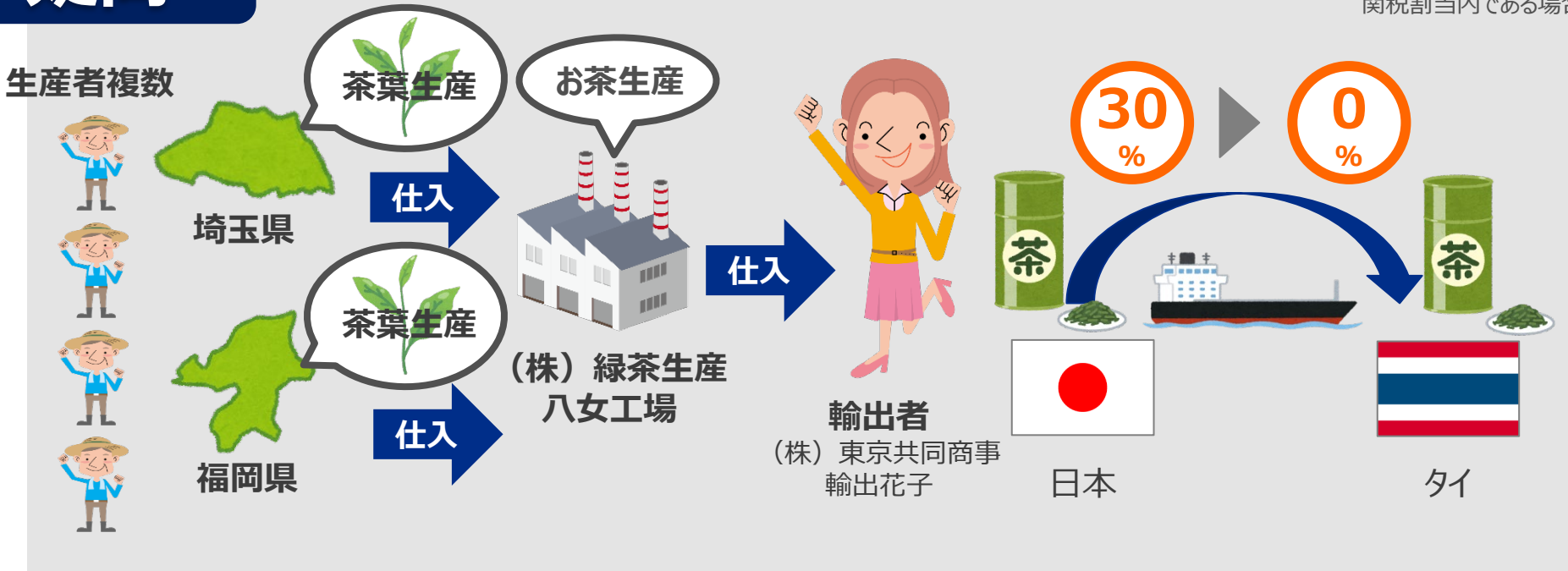
## 第三部

応用編（日本茶の輸出）



# 疑問

\*前提：日タイ協定利用  
関税割当内である場合



非常に多くの茶葉をブレンドするので、**全ての生産者から生産証明書**を入手することが難しいです。  
**この様な場合であっても、原産品判定依頼はできるでしょうか？**

回答



原材料の茶葉の産地（都道府県）が分かる  
**仕入書等**と製造工場が発行する**農林産品に係る  
 製造証明書**があれば原産品判定依頼が可能！

### 仕入書明細書

(株) 東京共同商事 御中 2023年3月2日  
(株) 緑茶生産

2023年〇月分 \* \* \*円

品名	数量	金額
煎茶 原材料名：茶 (埼玉県産、福岡県産)	3	* * *円
支払金額合計（税込）		* * *円



「農林産品に係る製造証明書」

資料作成者 (株) 緑茶生産

住所 (下記者の住所及び連絡先)  
 氏名 (加工業者等) 印

加工地 八女工場

1. 加工品名：  
 2. 加工時期：年月 (～年月)  
 3. 加工地 (都道府県名)：





みなさん、本日のセミナーいかがでしたか？  
EPA使ってみたくありませんでしたか？





ご清聴ありがとうございました！



# 免責事項

当資料は情報提供を目的として作成した参考資料であり、特定の商品やサービスの奨励やその勧誘を目的としたものではありません。当事務所が信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性および完全性を保証するものではありません。当事務所は、当資料に掲載された情報を利用したことにより生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。当資料に含まれる方法は作成時点のものであり、関連法令の改正によって予告なく変更または廃止することがあります。

当資料に関する著作権は情報提供元のクレジット記載があるものを除きすべて当事務所に属しますので、当事務所の事前の書面による同意を得ることなく資料の複製、転用、再配布等を行うことはできません。